

議 長 日程第11「議案第10号平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第10号平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,006万4,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。今回の補正は、保険給付費における療養給付費、高額療養費が上昇したことによる歳出増額補正に伴い、その財源となる県補助金の保険給付費等交付金の歳入増額補正並びに年度当初に比較し国民健康保険被保険者数が減少したことによります国民健康保険税の歳入減額補正、あわせて第三者納付金の歳入補正が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款1、項1国民健康保険税は、年度当初に比較し国民健康保険被保険者数が減少したことにより、目1一般被保険者国民健康保険税は補正額936万5,000円の減額、目2退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度が平成27年3月末で廃止されたことに伴い対象者が年々減少するため補正額479万2,000円の減額となりました。

款2県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、歳出の保険給付費の上昇に伴い補正額2,263万7,000円の増額となりました。

款7繰入金、項1、目1一般会計繰入金につきましては、先ほどの一般会計補正予算（第9号）でお認めいただいた国民健康保険事業特別会計繰出金と同額、法定の財政安定化支援事業繰入金を11万7,000円を減額いたします。これ

は、年齢構成差による給付費の上昇の一定割合の負担が定められておりまして、法定の財政安定化支援事業繰入金として当初予算との差額を減額するものでございます。

款11諸収入、項4雑入、目1一般被保険者第三者納付金につきましては、第三者行為となる交通事故を原因とする医療費、3名からの納付金となります。

次のページをお開きください。歳出について説明いたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、保険給付費の伸びがありますので1,081万1,000円を補正するものでございます。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては、高額療養費の伸びがありますので1,182万6,000円を補正するものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分につきましては、特定財源の減額に伴い一般財源を充当し財源補正を行うものでございます。

款12、項1、目1予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただいております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、採決を行います。議案第10号平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。